

## 児童手当を受けているみなさんへ

### 6月29日(金)までに『現況届』の提出を

児童手当を受けているすべての人は「児童手当現況届」を提出しなければなりません。提出がないと、資格があっても手当が受けられなくなります。該当者には、6月上旬に届出用紙を郵送します。

#### 持参するもの

- ・現況届用紙
- ・印鑑(朱肉を使うもの)
- ※その他、必要に応じて提出する書類があります。

- ・受給者の健康保険証の「ピー」又は、年金加入証明(厚生年金等)に加入している場合)
- ・児童手当所得証明書(平成24年1月1日の住所が市外の場合)
- ・世帯全員の住民票で省略のないもの(児童の住所が市外の場合)

#### 提出場所

- ・子育て支援課(市役所2階)
- ※場所が変わりましたので、ご注意ください。

・市民福祉課(総合支所1階)

#### 【郵送】提出用紙の郵送

郵送による提出は、到着日が届出日となります。到着日

が期限内に合わない場合は支給が停止されますので、早めに郵送してください。

※郵送事故防止のため、簡易書留、特定記録郵便などで郵送することをお勧めします。

※書き漏れ等があった場合は、再度提出していただくことがありますのでご注意ください。

**提出期限** 6月29日(金)

#### 児童手当について

平成24年4月より子ども手当から児童手当制度に変更となり、6月分の手当より、所得制限が設けられることとなりました。それに伴い、申告や所得証明書の提出が必要となる場合があります。

詳しくは通知等をご覧ください。

#### 子ども手当特別措置法の申請について

申請期間が9月28日(金)までに延長されました。平成23年10月に制度が変更となつてからまだ申請をしていない人は、早めに手続きをしてください。

★子育て支援課 ☎1133、市民福祉課 ☎13331(内線316)

#### 市民課の口曜開庁を

##### 臨時休業します

住民基本台帳法の一部改正に伴うシステムの入れ替えのため次の日を臨時休業します。

**休業日** 7月8日(日)

※パスポートの交付業務のみ実施します。(午前8時30分〜正午)

※戸籍の届出は、通常どおり休日夜間受付窓口で受け付けます。

★市民課 ☎1113

## 7月の口曜から

### 転入・転出の手続きが変わります

外国人登録法が廃止となり、住民基本台帳法が変わります。これに伴い、転入・転出の手続きが変わります。外国籍の人も、転出の手続きが必要となります。

#### 住民基本台帳カードを持っていない人がいる世帯が対象です

住民基本台帳カード(以下「住基カード」)を持っている人

人や住基カードを持つ人がいる世帯が市外へ引越す場合は、まず、市民課又は市民福祉課で「転出」の手続きをしてください。(この時、転出証明書は発行されません)。

次に、引越し先で「転入」の手続きをします。この時、必ず住基カードを提出してください。住基カードを継続して使用できるようになります。

※住み始めた日が届出日より14日以上前であるときや、住基カードを持っていない人が

転入・転出される場合には、従来どおりの「転出証明書」が交付される手続きとなります。

※転出の手続きは郵送でもできますが、その他の手続きが必要なことがありますので、なるべく市民課又は市民福祉課へお越しください。

#### 外国人のみなさんへ

市外へ引越す場合は、今までは引越し先で届出をするだけでしたが、今後は、まず、市民課又は市民福祉課で「転出」の手続きをしてください。

手続きをすると「転出証明書」が交付されますので、引越し先へは、「転出証明書」と引越しする人の「特別永住者証明書」又は「在留カード」(切り替え前は「外国人登録証明書」)を提出してください。

★市民課 ☎1113、市民福祉課 ☎13331(内線331)

# 市民税・県民税申告は

## 正しく済みましたか？

### 年少扶養控除について

平成23年分の申告から、16歳未満の人に対する年少扶養控除が廃止されました。

所得税の確定申告では控除額が0になりましたが、16歳未満の扶養親族については、申告書へ記入が必要です。16歳未満の扶養親族の人数

は、市民税・県民税の所得割額・均等割額の非課税判定に影響します。  
もし、確定申告で扶養親族の記入を忘れた場合は、お早めに課税課（市役所1階）で市民税・県民税の申告をしてください。

**公的年金等収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人へ**

平成23年分の申告から所得税について標記に該当する人は確定申告書の提出が不要になりましたが、次に該当するときは、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。  
・公的年金等に係る雑所得以外に20万円以下の少額の所得がある場合  
・市民税・県民税では全ての所得を申告する必要があります。

・公的年金等の源泉徴収票では確認できない控除（生命

保険料控除、地震保険料控除、医療費控除等）がある場合  
・扶養控除や障害者控除に変更がある場合  
所得税の確定申告の内容は市民税・県民税の課税資料となります。なお、所得税の確定申告が不要の人でも、市民税・県民税申告により控除を申告することで、市民税・県民税の税額が変更になることもあります。

★課税課 ☎ 1123

## ◆◆空間放射線量・放射性物質測定結果のお知らせ◆◆

### 一 市内の空間放射線量測定結果 一

#### ◎小学校校庭の測定結果（測定日：4月16日）

今回の測定結果は、0.038～0.122μSv/h（マイクロシーベルト/時間）でした。

なお、測定値には自然から受ける放射線量が含まれています。測定値は、計測の時間帯や天候等に影響を受けることがあるため、あくまでも参考の数値となります。  
★自治防災課 ☎ 1184

### 一 市立小中学校及び保育所の給食等放射性物質測定結果 一

市と本庄上里学校給食センターでは、提供した給食等の安全性を確認的に検証するため市立小中学校及び市立保育所を対象に「給食まるごと検査」を実施しています。5月第1週分（4月28日～5月2日）、5月第2週分（5月7日～11日）、5月第3週分（5月12日～18日）いずれも放射性ヨウ素及び放射性セシウムは不検出でした。

★教育総務課 ☎ 1182、子育て支援課 ☎ 1128、本庄上里学校給食センター ☎ 2621

### 一 農畜産物等の放射性物質測定結果 一

埼玉県では、農畜産物等の放射性物質調査を実施しています。市内で採取したミズナ（採取日5月7日・8日 判明日5月10日）、キュウリ（採取日5月15日・判明日5月17日）、トマト（採取日5月15日・判明日5月17日）、原乳（採取日5月16日・判明日5月16日）、ウグイ（採取日4月29日・判明日5月11日）の放射性セシウムは、全て基準値を下回りました。

★農政課 ☎ 1177

### ◎市の施設の測定結果

（測定日：1月31日・2月1日・10日）

測定箇所 (15施設40カ所)	測定値 (μSv/h)
市民体育館	0.074～0.079
若泉運動公園テニスコート	0.057
北泉テニスコート	0.039
児玉工業団地遊水地内グラウンド	0.126
児玉サッカー場	0.073
児玉総合運動公園グラウンド	0.082
本庄総合公園市民球場市民球場	0.055～0.081
シルクドーム	0.078～0.086
本庄総合公園多目的グラウンド	0.101～0.105
共栄公園テニスコート	0.104
日の出児童センター	0.068～0.134
前原児童センター	0.075～0.116
本庄市保健センター	0.081～0.103
児玉総合支所	0.063～0.099
児玉保健センター	0.068～0.092

### 空間放射線量測定器を貸し出します

市では、市民のみなさんが身近な場所の空間放射線量を測定できるよう、以下のとおり空間放射線量測定器を貸し出します。



**貸出日時** 月曜日から金曜日までの1日間（休日・年末年始を除く。）

午前9時～午後4時（当日の午後5時までに返却）

※貸し出しは予約制です。再度の貸し出しを希望する場合は、改めて予約をしてください。

**対象** 市内に住所を有する20歳以上の人、市内に事業所のある法人など

**貸出機器** 携帯型放射線測定器（富士電機製 Nhc7 シンチレーションサーベイメータ）

**使用場所** 市内の自己又は家族の所有地・道路ほか（他人の所有地を無断で測定しないでください。）

**貸出窓口** 自治防災課（市役所3階）

**費用** 無料

**留意** 身分証明書（運転免許証、健康保険証など）、印鑑

\* 予約申し込みは、電話又は直接自治防災課へ

★自治防災課 ☎ 1184